

地方税法等の改正の動向について

現在開会中の第 2 1 1 回国会において、地方税法等の一部改正が予定されており、特別区税に係る主な内容は以下のとおりである。

1 N I S A の抜本的拡充・恒久化

N I S A[※]制度について、非課税保有期間を無期限化するとともに、口座開設可能期間に期限を設けず、N I S A 制度を恒久的な措置とする。投資枠については、一定の投資信託を対象とする「つみたて投資枠」の年間投資上限額を 120 万円とし、上場株式への投資を可能とする「成長投資枠」の年間投資上限額を 240 万円とする。一生涯にわたる非課税限度額を 1,800 万円とし、「成長投資枠」についてはそのうちの 1,200 万円を限度額とする。

	つみたて投資枠	併用可	成長投資枠
年間投資枠	120 万円		240 万円
非課税保有期間	無期限化		
非課税保有限度額	1,800 万円※簿価残高方式で管理（枠の再利用が可能） 成長投資枠は 1,200 万円（内数）		
口座開設期間	恒久化		
投資対象商品	積立・分散投資に適した 一定の投資信託		上場株式・投資信託等
対象年齢	18 歳以上		
現行制度との関係	2023 年末までに現行の一般 N I S A 及びつみたて N I S A 制度において投資した商品は、新しい制度の外枠で、現行制度における非課税措置を適用		

※ Nippon Individual Savings Account の略。少額投資非課税制度。N I S A 口座（非課税口座）内で、毎年一定金額の範囲内で購入した金融商品から得られる利益が非課税になる制度。

2 軽自動車税環境性能割の税率区分の見直し

環境性能に応じた非課税又は1%若しくは2%の税率(営業用軽自動車にあっては、非課税又は0.5%若しくは1%の税率。自家用軽自動車に係る特例措置による2%の税率を除く。)について、現行の適用区分を令和5年末まで据え置くとともに、3年間で段階的に引き上げる。

①乗用車

現行	令和6年1月1日以後	令和7年4月1日以後
令和12年度燃費基準に対する達成の程度が75%以上であるもの(令和2年度燃費基準を達成しているものに限る。)	令和12年度燃費基準に対する達成の程度が80%以上であるもの(令和2年度燃費基準を達成しているものに限る。)	同左
令和12年度燃費基準に対する達成の程度が60%以上であるもの(令和2年度燃費基準を達成しているものに限る。)	令和12年度燃費基準に対する達成の程度が70%以上であるもの(令和2年度燃費基準を達成しているものに限る。)	令和12年度燃費基準に対する達成の程度が75%以上であるもの(令和2年度燃費基準を達成しているものに限る。)
令和12年度燃費基準に対する達成の程度が55%以上であるもの	令和12年度燃費基準に対する達成の程度が60%以上であるもの(令和2年度燃費基準を達成しているものに限る。)	令和12年度燃費基準に対する達成の程度が70%以上であるもの(令和2年度燃費基準を達成しているものに限る。)

②トラック(車両総重量が2.5t以下のもの)

現行	令和6年1月1日以後
平成27年度燃費基準に対する達成の程度が125%以上であるもの	令和4年度燃費基準に対する達成の程度が105%以上であるもの
平成27年度燃費基準に対する達成の程度が120%以上であるもの	令和4年度燃費基準を達成しているもの
平成27年度燃費基準に対する達成の程度が115%以上であるもの	令和4年度燃費基準に対する達成の程度が95%以上であるもの

3 軽自動車税種別割グリーン化特例の延長

種別割におけるグリーン化特例（軽課）について、適用期限を次のとおり延長する。

①営業用乗用車（ガソリン軽自動車に限る）

イ 税率を概ね 100 分の 50 軽減する措置の適用期限を 3 年延長する。

ロ 税率を概ね 100 分の 25 軽減する措置の適用期限を 2 年延長する。

本特例措置は延長後の適用期限の到来をもって廃止する。

②①以外の軽自動車

現行のグリーン化特例（軽課）の適用期限を 3 年延長する。

車種区分			税率（年額）		
			グリーン化特例（軽課）		
			電気自動車等	ガソリン車・ハイブリッド車	
			概ね 75%軽減	概ね 50%軽減	概ね 25%軽減
三輪（660cc 以下）			1,000 円②	2,000 円②	3,000 円②
四輪以上 (660cc 以下)	乗用	自家用	2,700 円②	—	—
		営業用	1,800 円②	3,500 円①-イ	5,200 円①-ロ
	貨物用	自家用	1,300 円②	—	—
		営業用	1,000 円②	—	—

4 特定小型原動機付自転車に係る税率の新設

道路交通法の一部を改正する法律(令和 4 年法律第 3 2 号)の施行に伴い、電動キックボード等に対する新たな車両区分として「特定小型原動機付自転車」が定義された。当該車両区分に対する軽自動車税種別割の税率を 2,000 円とする。令和 5 年 7 月 1 日施行のため、令和 6 年度の軽自動車税種別割より課税となる。

なお、特定小型原動機付自転車については、原動機付自転車のうち次表の要件のすべてに該当するものを言う。

	原動機付自転車	
	特定小型原動機付自転車	一般原動機付自転車
最高速度	20 km/h 以下	特定小型原動機付自転車以外のも 車以外のもの
定格出力	0.6KW 以下	
長さ	1.9m 以下	
幅	0.6m 以下	
高さ	—	